不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：市民生活部庄和総合支所　No.001

処　分　名	庄和総合支所の会議室、市民ホールの使用料の還付
処分の概要	既納の使用料は還付できません。
根拠条例等・条項	春日部市行政財産の使用料に関する条例（平成１７年条例第７９号）第４条
処分基準	既納の使用料は還付しない。ただし、次の事項に該当する場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができます。 （１）公用又は公共用に供するため、行政財産の使用の許可を取り消したとき。 （２）使用の許可を受けたものの責めに帰することのできない理由により、行政財産を使用することができないとき。
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
備　考	

根拠条例及び **関係例規等の抜粋**	■春日部市行政財産の使用料に関する条例 （使用料の還付） 第４条　既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。 （１）　公用又は公共用に供するため行政財産の使用の許可を取り消したとき。 （２）　使用の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由により、行政財産を使用することができないとき。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:市民生活部庄和総合支所　No.002

処　分　名	庄和総合支所の会議室、市民ホール、市民ギャラリーの使用の制限
処分の概要	使用許可する場合に必要な条件を付すことがあります。 また、庁舎の秩序の維持又は災害の防止のために、立ち入りの制限又は退去を命じることがあります。
根拠条例等・条項	春日部市庄和総合支所会議室等使用規則（平成２８年規則第１０３号）第７条 春日部市庁舎管理規則（平成 17 年規則第 131 号）第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条
処分基準	１．許可に必要な条件を付し、又は守るべき事項を指示することができます。 必要な条件又は守るべき事項とは、 （1）目的以外の使用をしないこと。 （2）危険物又は会議室等を汚損する原因となるような物品等を搬入しないこと。 （3）火気を使用しないこと。 （4）飲酒をしないこと。 （5）ゴミは持ち帰ること。 ２．違反者には、立ち入りの禁止、当該行為の制止、退去を命じることができます。
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
備　考	

根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市庄和総合支所会議室等使用規則 （使用者の遵守事項） 第７条　会議室等を使用するもの（以下「使用者」という。）は、会議室等の使用に当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。 （1）目的以外の使用をしないこと。 （2）危険物又は会議室等を汚損する原因となるような物品等を搬入しないこと。 （3）火気を使用しないこと。 （4）飲酒をしないこと。 （5）ゴミは持ち帰ること。 ■春日部市庁舎管理規則 （許可条件等） 第８条　管理責任者は、前条の許可申請に許可を与える場合において必要があると認めるときは、その許可に必要な条件を付し、又は守るべき事項を指示することができる。 ２　管理責任者は、前項の条件又は指示に違反する者があるときは、その者に対して違反事項の是正を命じることができる。 （立入りの制限等） 第９条　管理責任者は、庁舎内の秩序の維持又は災害の防止のため必要があると認めるときは、庁舎に立ち入ろうとする者又は立ち入った者に対し、その人数、時間若しくは場所を制限し、又は庁舎への立入りを禁止する等の必要な措置を講じることができる。 （違反者等に対する措置） 第11条　管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する者又はそのおそれが明らかである者に対し、庁舎への立入りを禁止し、当該行為を制止し、庁舎からの退去を命じ、物件の撤去又は搬出を命じ、又は許可を取り消すことができる。 （１）　第６条又は前条の規定に違反した者 （２）　第８条第２項の規定による命令に従わなかった者 （３）　第９条の規定による措置に従わなかった者 ２　管理責任者は、前項に規定する物件の所有者又は占有者が、同項の命令に従わないとき、若しくはその者が判明しないとき、又は緊急の必要があると認めるときは、自らこれを撤去し、又は搬出することができる。 （室内管理者の権限） 第12条　室内管理者は、事務室内の秩序の維持及び災害の防止を図るため必要があると認めるときは、事務室内に立ち入ろうとする者又は立ち入った者に対し、その目的を質し、事務室内への立入りを禁止し、又は事務室からの退去を命ずる等の必要な措置を講じることができる。